

日本の事業再生のアップデート（2022年）

福岡 真之介 (Shinnosuke Fukuoka) *

ここ1年間の日本の倒産事件・事業再生事件の状況についてご報告させて頂きます。

1. 2022年の状況

新型コロナウイルスのパンデミックは2019年後半から始まりましたが、約2年経過したものの、日本では1日の感染者数が25万人を超える日もあり、一向に収束する兆しは見えない。もっとも、ワクチン接種などにより重症患者が減ったこともあり、外食や旅行などに対する営業時間の制限や自粛要請などの制限がされることはないなり、人々は以前に比べると自由に活動するようになった。

また、2022年2月24日には、ロシアがウクライナに侵攻し、ロシアに対する経済制裁などの影響や、米国や欧州各国の利上げにより円安が進んだことにより、エネルギー価格や食料価格など物価が大きく上昇した。

そのような中、2022年上半期（1月～6月末）までの日本全国の事業再生案件の数は3,060件で、前年同期比で+0.5%となり、低水準ながら2年ぶりに増加した。そのうち、新型コロナウイルスによるのが原因と考えられるものは1,015件（前年同期比+32.3%）となり、増加傾向にある。

さらに、直近ではコロナ関連倒産が、5～8月で計683件と前年比で22%増加した。このように、長引くコロナの影響や物価高により倒産件数は増加傾向にある。

直近の具体的な倒産事件を見ると、エネルギー価格の高騰により電力調達価格が高騰したため、新電力と呼ばれる電力を小売する会社の倒産事件が目立った（5件）。そのうち最大のものはホープエナジーの破産事件で、負債額は300億円であった。

* Attorney at Law, Nishimura & Asahi]

2. 大型案件

2022年の大型案件としては、以下の案件がある

(1)マレリ（負債総額1兆1000億円）

マレリは、総売上高ベースで世界第7位の独立系自動車部品メーカーであった（非上場）。2017年に投資ファンドのKKRによって買収された後、2018年にフィアット・クライスラー・オートモービルズ(FCA)の自動車部品部門、マニエッティ・マレリと経営統合し、社名をマレリに変更した。

その後、半導体不足による自動車製造の減少や約1兆2000億円の債務の負担により、財務状況が悪化し、本年3月、持株会社を含むグループ5社が事業再生ADRを申立てた。

マレリの取引金融機関は26行に及び、日本のメガバンク（3メガバンクで融資全体の約6割）を始めとして、地方銀行や外国の金融機関も債権者となっていた。

事業再生ADRにおいて、マレリが提出した再建計画は、金融機関からの借入金約1兆1000億円を約42%について債務免除を受けた上で、残存する債権の一部をDESするというものであった。また、スポンサーについては、入札手続を経て、KKRが再びスポンサーとなり、6億5000万ドルの増資を引き受けるというものであった。

もっとも、この再建計画に対して、債権額で95%の同意を得たが、中国系の複数の金融機関が反対したため、事業再生ADRでは、再建計画の成立には全取引金融機関の同意が必要なことから、再建計画が不成立となり、民事再生手続に移行することになった。中国系の金融機関が反対した理由として、中国においては私的整理手続で債権放棄をする実務がないからであるとも言われている。

グループ企業のうち、民事再生手続に移行したのは、金融機関からの借入れがあったマレリホールディングス（マレリHD）のみであった。事業に関する取引は、マレリHDではなく、その傘下のグループ会社によって行われていたため、民事再生申立てによる取引債権のカットの問題は基本的に生じなかった。

また、マレリHDが申し立てた民事再生手続は、簡易再生と呼ばれる手続であり、通常の再生事件が簡略化された手続であり、①債権の調査・確定手続がない（そのため手続に必要な期間も短くなる）、②再生計画の成立には債権額の3/5の賛成が必要という特徴を有する。

さらに、産業競争力強化法において、事業再生ADRで3/5以上の債権者が再生計画に同意した場合に、事情再生ADRの手続実施者が再生計画における債権カットの必要性を確認し

た場合には、簡易再生手続に移行する際に、裁判所が再生計画の債権の減額について事業再生ADRで確認されている事実を考慮して簡易再生の開始決定の判断を行うという規定が設けられており（産業競争力強化法65条の3、同条の4）、事業再生ADRから簡易再生の移行を容易にしている。

従来から、全取引金融機関の同意が必要である事業再生ADRにおいて、少数の債権者が反対した場合の取扱いが議論されており、イギリスのスキーム・オブ・アレンジメントのような多数決により私的整理手続的な再建手続の導入（私的整理への多数決原理の導入）も議論されていたが、裁判所の関与しない手続において強制的に債権放棄させることの是非等の様々な議論があり、日本では導入されていなかった。そこで、事業再生ADRが不成立となつた場合に、簡易再生手続を利用する方法が提唱されており、本件は、事業再生ADRが不成立となつた場合に簡易再生手続を利用した初めてのケースとなった。

本年7月に、簡易再生手続の債権者集会が開催され、事情再生ADRとほぼ同じ内容の再生計画案が債権額90%以上の賛成で可決され、再生計画が成立した。

(2) イセ食品（負債総額453億円）

イセ食品グループは、グループで養鶏場を運営し、育種から飼育、採卵、加工、配送まで鶏卵関連事業を行っていた。グループ全体の飼育羽数は国内外でおよそ1300万羽（国内飼育羽数の約10%）であり、ピーク時の2018年1月期には470億円の売り上げを上げており、日本の鶏卵業界のトップ企業であった。

しかし、新型コロナウイルスの拡大とともに業務用卵の需要低下やM&Aでの金融債務、飼料価格の高騰などが要因となり、資金繰りに窮することとなった。特に、高額な美術品を購入しており、イセ食品グループの法人が所有する美術品は、ピカソ、セザンヌ、シャガールなどの西洋絵画を中心に約80億円、中国陶磁器など総額約120億円にも及んでいた。

イセ食品グループは、2020年に、約50行の金融機関に借入金返済の猶予を要請し、一旦、2021年7月まで金融債務の返済が猶予されたが、その後、経営者の事業承継や美術品の所有などを巡って、交渉に行き詰まり、大口債権者のあおぞら銀行と株主のISEホールディングスから、伊勢食品とグループ会社で飼料販売を行うイセが、2022年3月11日、東京地方裁判所に会社更生法を申し立てられ、3月25日に開始決定を受けた（負債総額はイセ食品が約278億円、イセが175億円の合計453億円）。

更生計画は、本年12月15日までに提出予定とされている。

(3)日本ロジスティックス（負債総額151億円）

日本ロジスティックは、倉庫事業を主体に、通関業、貨物運送取次業、荷造資材販売、不動産賃貸業、産業廃棄物収集・運搬業など物流サービスを総合的に手掛ける会社である。

日本ロジスティックは、主要取引先の担当者と共に謀して40億円程度の不正な水増し請求をしていた事件が発覚し、本年8月19日、主要取引先から仮差押が申し立てられ、取引銀行4行の口座の入出金ができなくなった。また、主要取引先からの売掛金の入金の目途が立たなくなってしまったため、8月末の支払いが困難となり、本年8月30日に民事再生法を申し立てた。

(4)テラ（負債総額1億8765万円）

東京大学発のバイオベンチャー企業で、東証スタンダード上場のテラは、本年8月9日に破産手続を申し立てた。上場企業の倒産は23ヶ月ぶりであった。

ネオは、研究開発費などが嵩み、赤字が続いたほか、2019年7月には有価証券報告書等の重要な事項の不記載に関して、証券取引等監視委員会による課徴金納付の勧告を受け、信用が失墜した。

その後、事業規模を大幅に縮小し、2019年12月期の連結売上高は2億218万円まで落ち込み、10億2656万円の最終赤字を計上し、2021年12月末には債務超過となった。

こうした中、2021年3月に、証券取引等監視委員会から元従業員がインサイダー取引に関与した疑いで強制調査を受けた。

このような経営混乱もあって、資金調達ができなくなり破産手続を申し立てるに至った。

(5)小括

2022年の日本の大型倒産事件は、コンプライアンス違反や不祥事などによるものが多くみられた。

3. 法令・ガイドラインの制定・改正

(1)中小企業向け私的整理ガイドライン

コロナ禍の中で、日本企業の債務残高は大きく上昇し、特に中小企業において債務の過剰感があると感じる企業が多い状況にあった。そこで、2021年6月18日に公表された政府の

「成長戦略実行計画」において、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について検討するとされた。

それを受け、「中小企業の事業再生等に関する研究会」が、2022年3月4日に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」）を公表し、同年4月15日から適用が開始されている。

本ガイドラインの適用を受ける中小企業者は、事業再生等のために準則型私的整理手続（以下「中小企業版私的整理手続」）を選択できるようになる。

従来、日本において、私的整理手続としては、①私的整理ガイドライン、②事業再生ADR、③中小企業活性化協議会による私的整理手続、④地域経済活性化支援機構（「REVIC」）による私的整理手続、⑤整理回収機構（「RCC」）による私的整理手続、⑥裁判所の特定調停手続があったが、これに選択肢が一つ加わることになった。

中小企業版私的整理手続の手続は、概ね私的整理ガイドラインを踏襲するものではあるが、債務者が中小企業であることを踏まえた考慮がなされている。

また、再生型手続だけではなく、廃業型私的整理手続についての規定も設けられた。

(i) 再生型手続

再生型手続の概要は以下の通りである。

① 第三者支援専門家の選定

- ・中小企業者は専門家リストから候補者を選定
- ・主要債権者全員（債権額シェア50%に達するまでの債権者）の同意により選任

② 支援決定の開始

- ・第三者支援専門家が、再生支援が不相当でないと判断した場合、支援開始を決定
- ・必要に応じて一時停止を行う。
- ・この段階で詳細な事業再生計画は不要

③ 再生計画案

- ・定量基準（黒字化目途3年以内、債務超過解消5年以内、計画終了年度の有利子負債CF倍率10倍以内）

- ・経営責任/株主責任については、明確化は必要だが、退任は必須ではない。
- ・事業再生計画案の内容の相当性、実行可能性
- ・金融支援の必要性、内容の相当性・衡平性
- ・清算価値と比較した場合の経済的合理性
- ・地域経済への影響

④調査報告

- ・第三者支援専門家は、事業再生計画の内容を調査し、調査報告を作成

⑤債権者会議

- ・債権者全員の同意により、事業再生計画が成立
- ・反対する債権者には、反対する理由について説明義務有り

⑥税務

- ・国税庁が、債権者が債権放棄をした場合、損金処理が可能であることを明確化

(ii)廃業型手続

廃業型手続の概要は以下の通りである。

①主要債権者への申出

中小企業者は、債務者代理人に相談（第三者支援専門家の選任は不要）

主要債権者に廃業検討を申出

②支援開始の決定

債務者代理人が、主要債権者の意向を踏まえ、廃業支援の開始を決定

必要に応じて一時停止を行う。

③弁済計画

- ・廃業の相当性
- ・内容の相当性・実行可能性

- ・債務減免等の必要性、内容の相当性・衡平性
- ・清算価値と比較した場合の経済的合理性
- ・地域経済への影響

④第三者支援専門家の選定

- ・中小企業者は専門家リストから候補者を選定
- ・主要債権者全員（債権額シェア50%に達するまでの債権者）の同意により選任

⑤調査報告

- ・第三者支援専門家は、弁済計画の内容を調査し、調査報告を作成

⑥債権者会議

- ・債権者全員の同意により、弁済計画が成立
- ・反対する債権者には、反対する理由について説明義務有り

⑦税務

- ・国税庁が、債権者が債権放棄をした場合、損金処理が可能であることを明確化

(2)担保法制の改正

現在、日本では担保法制の改正の議論が進んでいる。その検討事項は多岐にわたっており、概要を紹介すると以下の通りである。

第1 総論－担保法制全体の構成

1 担保の目的財産

- ・集合動産、債権の集合について規定を設けるか。
- ・動産・債権以外の財産権のうち担保権の見直しで取り上げるべきものはあるか。

2 担保制度の種類

- ・UCCのように担保の種類等で区別せずに一つの担保制度を設けるか。

3 対抗要件制度・登録制度の在り方

- ・動産担保について担保目的取引規律型（目的物の所有権が売主に留保する売買契についてその法律効果を規定する規定を設ける方法）を採用する場合、所有権の移転についての対抗要件が問題となるのに加え、それが担保目的の取引であるについて、何らかの登記等の制度を設けるべきか。
- ・債権を移転するという担保制度についてはどうか。

第2 個別動産を目的とする担保の効力

1 設定者の使用収益権限

- ・動産を目的とする非占有型の担保について、設定者の使用収益権限についての明文の規定を設けることについてはどうか。

2 物上代位

- ・担保の目的で所有権が債権者に移転・留保された場合に、この所有権についても物上代位を認めることについてはどうか。

第3 債権を目的とする担保の効力

- ・特定の債権を担保目的で譲渡した場合の実体的な効力に関する規定として、どのようなものが考えられるか。
- ・特定の債権が担保目的で債権者に譲渡された場合に関する規定と権利質に関する規定との関係について、どのように考えるか。

第4 集合動産・集合債権の担保化

1 目的を特定するための要件

- ・構成部分が変動する集合動産の範囲をどの程度具体的に特定する必要があるか、例えば「在庫一切」のような特定方法は可能か。

2 集合動産・集合債権を目的とする担保に関する設定者の権限

- ・集合動産が担保目的で譲渡された場合、設定者が通常の営業の範囲内で集合物を構成する個別動産を処分する権限を有することを明確化してはどうか。

- ・設定者は債権を回収し、回収した金銭をその後の自らの営業等に使用することができるという権限を明確化することとしてはどうか。

第5 担保の対抗要件及び他の担保権との優劣関係

1 担保目的の動産譲渡の対抗要件

- ・占有改定を担保目的での動産の譲渡の対抗要件と認めることについて、どのように考えるか。

2 動産所有権留保の対抗要件

- ・担保目的で動産の所有権が留保された場合 の対抗要件の要否について、どのように考えるか。

3 担保所有権が競合する場合の優劣関係

- ・現行法上、動産譲渡担保が競合した場合には対抗要件具備の先後によって順位を定めている。これに対し、複数の担保の優先順位を決定するためにファイリング制度を設け、その順位は、原則としてファイリングの前後によるものとする考え方もある。担保所有権が競合した場合の優劣の決定基準について、どのように考えるか。

4 所有権留保売買による担保所有権と他の担保所有権等との優劣関係

- ・所有権留保売買による担保所有権と他の担保所有権との優劣関係について、目的物の代金債務を被担保債務とする狭義の所有権留保売買による担保所有権は、特段の要件を具備することなく他の担保所有権に優先することとしてはどうか。

5 債権を目的とする担保（債権質又は担保目的の債権譲渡）の優劣関係

- ・債権を目的とする担保が競合した場合において、対抗要件具備の先後によって順位を定めることとするか、第三者対抗要件を具備した数個の担保が競合した場合にその優先順位を決定するためのファイリング制度を設け、競合した担保の順位は原則としてファイリングの前後によるものとするかについて、どのように考えるか。

第6 担保の実行

1 担保所有権の実行方法

- ・担保所有権の実行は、債権者が、帰属清算方式、処分清算方式、民事執行法に基づ

く競売のどれかを選択したものにより行うことにしてはどうか。

2 目的物の評価・処分に必要な行為をするための担保所有権者の権限や手続

- ・担保所有権の実行に当たり、担保所有権者が目的物の評価を行ったり、目的物を譲り受けようとする第三者が目的物の状態を確認したりするため、設定者がその債務を履行しない場合には、担保所有権者は目的物の評価・処分に必要な行為をすることができるものとし、設定者はこれを受容する義務を負うものとしてはどうか。

3 同一の動産に複数の担保所有権が設定された場合の取扱い

- ・同一の動産が複数の担保所有権の目的とされているときに、劣後する担保所有権者が私的実行をすることの可否や、優先する担保所有権者が私的実行を行った場合に劣後する担保所有権者がどのように権利行使することができるか等について、どのように考えるか。

4 集合動産を目的とする担保所有権の私的実行

- ・集合動産を目的とする担保所有権の私的実行の在り方について、どのように考えるか。
- ・目的物である集合動産の構成部分全部について実行がされた後、新たな動産が加入了の場合における再度の実行の可否や、構成部分の一部について実行することの可否について、どのように考えるか。

5 担保所有権の競売手続による実行

- ・担保所有権者は、民事執行法第190条の動産競売開始の申立てをすることができるものとしてはどうか。
- ・担保所有権者は、他の担保所有権者が申し立てた担保実行としての動産競売において、配当要求をすることができるものとしてはどうか。

6 債権を目的とする担保の実行

- ・担保目的で債権の譲渡を受けた者が、目的債権の全額を取り立てができるとするか、自己の債権額に対応する部分に限り取り立てができるとするかについて、どのように考えるか。
- ・目的債権が金銭債権であり、その弁済期が被担保債権より先に到来する場合に、担保目的で債権の譲渡を受けた者が請求することができる内容（目的債権を直接に取り立てができるとするか、供託させができるに止めるか）について

て、どのように考えるか。

7 所有権留保による担保所有権の実行

- ・所有権留保による担保所有権の実行について、帰属清算方式による私的実行、処分清算方式の私的実行及び民事執行法の規定に基づく競売を認めることとしてはどうか。

第7 動産・債権等を目的とする担保の倒産手続における取扱い

1 担保権実行手続中止命令

- ・担保所有権等の実行手続を、民事再生法上の担保権実行手続中止命令の対象とした上で、発令することができる時期（終期）を明確化するなど、必要に応じ、その要件及び効果を明確化する規定を設けてはどうか。
- ・担保所有権等の私的実行手続を対象に、担保の実行手続開始前に発令されるものとして、担保権実行手続禁止命令の規定を設けることで、どうか。

2 倒産手続開始申立て特約の効力

- ・担保の目的で動産や債権を譲渡した者が倒産手続の開始の申立てをすると、担保所有権等の実行が直ちに完了するなど、その目的財産が設定者の責任財産から逸出することになる契約条項は、倒産手続の趣旨に照らして無効とする旨の明文の規定を設けることについて、どのように考えるか。

3 倒産手続の開始後に設定者が取得した財産に対する担保の効力

- ・現行法上、将来債権譲渡担保の設定者について倒産手続が開始された場合に、管財人や再生債務者を当事者とする契約上の地位に基づいてその後に発生した債権に担保の効力が及ぶかが議論されている。集合動産譲渡担保の設定者について倒産手続が開始された場合に、倒産手続開始後に管財人や再生債務者が取得する財産に担保の効力が及ぶかどうかも、同様の問題がある。この点についてどのように考えるか。

4 担保の目的である財産に係る費用の負担

- ・設定者について倒産手続が開始された後に担保所有権等の目的財産を発生させ、又はその価値を維持するために必要な費用をいずれの当事者が負担すべきかについて、倒産財団の負担によって担保所有権者等（担保所有権者及び担保目的で債権の譲

渡を受けた者）が利益を受けることを回避する観点から規律を設けるべきとの考え方があるが、どのように考えるか。

5 否認

- ・集合動産や集合債権が担保目的で譲渡されていた場合に、危機時期以後に個別の動産、債権等を担保の効力が及ぶ範囲に加入させることが倒産法上の否認の対象になるか、その要件は何かが問題になる。この点について、専ら担保所有権者等に債権を回収させる目的で動産又は債権を担保の効力が及ぶ範囲に加入させた場合などの悪質性の高い加入を担保の供与とみなして、偏頗行為否認の対象とすることが考えられるが、どうか。

6 担保権消滅許可制度の適用

- ・破産法上の担保権消滅許可制度並びに民事再生法及び会社更生法上の担保権消滅許可制度について、担保所有権等をその適用の対象としてはどうか。

第8 その他

1 預金を目的とする担保

- ・普通預金債権又は普通預金契約上の地位である普通預金口座を目的とする担保について、現状規定が存在しないことから規定を設けてはどうか。

2 ファイナンス・リース

- ・ファイナンス・リースについて、貸手が有する担保の実体的効力、対抗要件、実行方法や倒産法上の取扱いについて規定を置くことが考えられるが、どのように考えるか。

3 包括的な担保制度

- ・動産や債権に限らず無形の財産権を含め、設定者が営む特定の事業のために用いられる財産全体を一括して目的とし、一括して実行するような包括的な担保制度をの導入についてどのように考えるか。

(3) 倒産手続きのIT化

政府は、今年8月24日に「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（I

T化関係) の見直しに関する中間試案」を公表し、パブリックコメントに付した。

同中間試案では以下の事項を中心にIT化を進めるとしている。

- ・裁判所に対する申立て（インターネットを利用した申立て）
- ・債権届出
- ・提出された書面・記録媒体の電子化
- ・裁判書・調書の電子化
- ・期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用
- ・電子化された事件記録の閲覧
- ・送達
- ・公告

(4) 私的整理手続の多数決原理の導入

岸田政権は、新しい資本主義を実現するために、今年10月4日に、「事業再構築のための私的整理法制の整備」をするとし、「我が国企業が事業再構築を容易に行うため、債権者の全員同意を求めず、債権者の多数決決議と裁判所の認可により私的整理（債務整理）ができるよう、事業再構築のための私的整理円滑化法案について、次期通常国会に提出することを検討する。」ことを公表した。

以上